

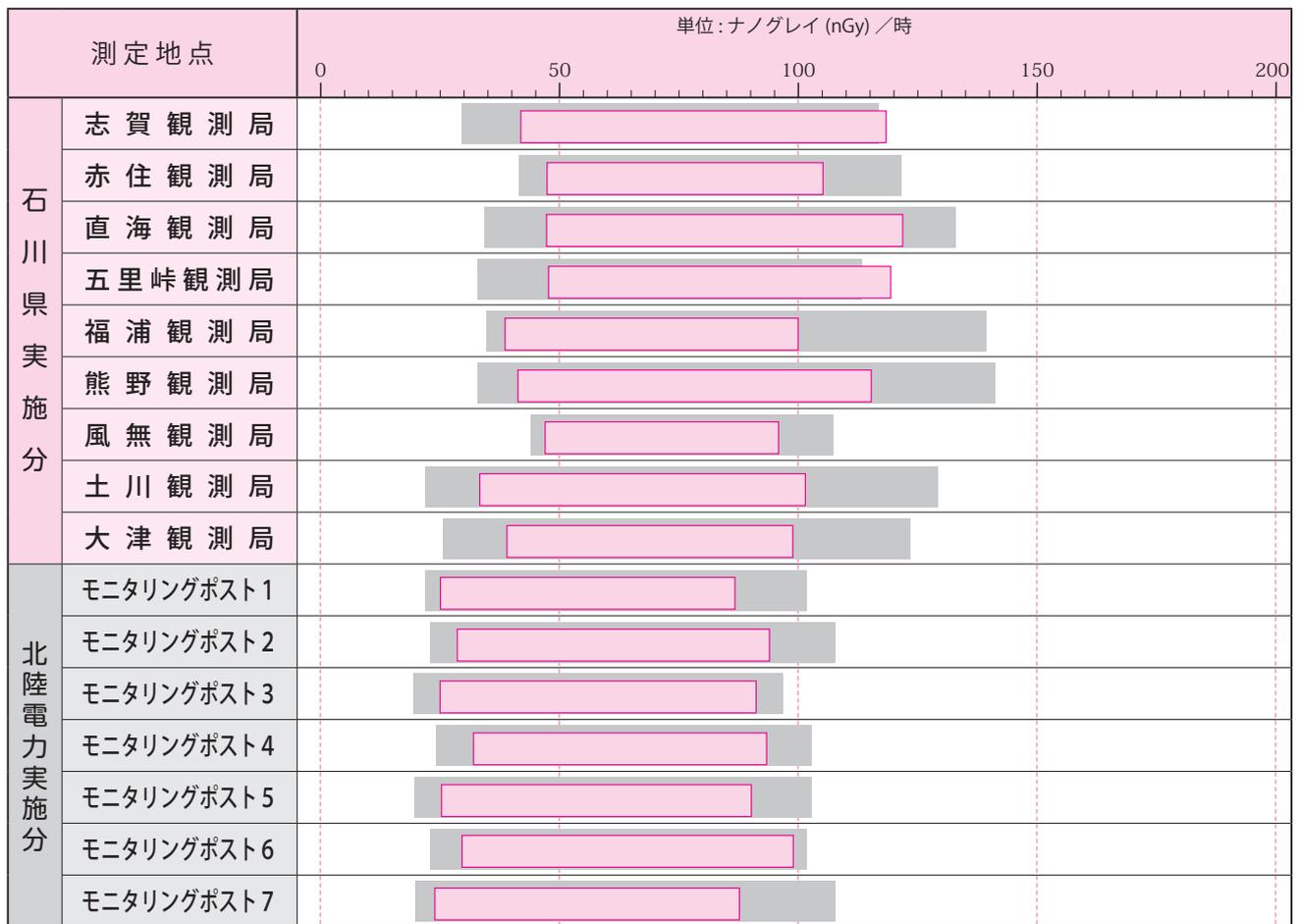
## 志賀原子力発電所周辺の 環境放射線監視結果

石川県、志賀町および北陸電力(株)は平成2年7月から発電所周辺の環境放射線監視を実施していますが、平成21年10月～12月分の調査結果がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

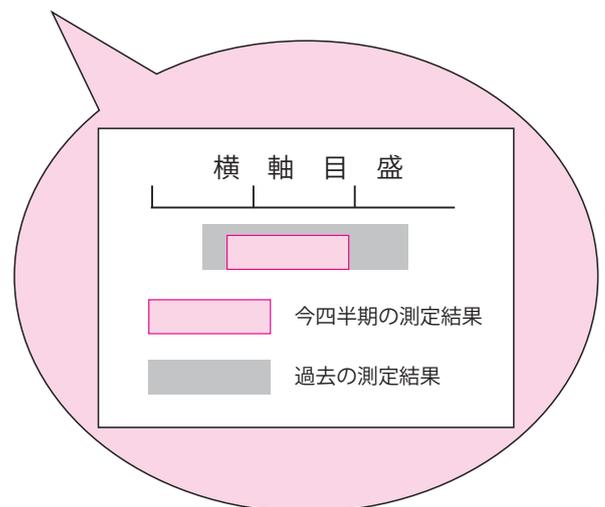
今回の調査結果は、これまでに実施した調査結果と比べていずれも同程度であり、安全の確保が図られています。

### ■ 空間放射線（平成21年10月～12月）

石川県および北陸電力(株)が実施している環境放射線観測局における線量率の測定結果は次のとおりです。



(MP はモニタリングポストの略)



◎グレイ

いろいろな物質に放射線が当たるとき、吸収される放射線量を測るものさしが、グレイ (Gy) です。

10 億分の 1 を表すナノ (n) を用いて、ナノグレイ (nGy) というように使います。

◎ベクレル

放射能 (放射性物質が放射線を出す能力) の強さを測るものさしが、ベクレル (Bq) です。

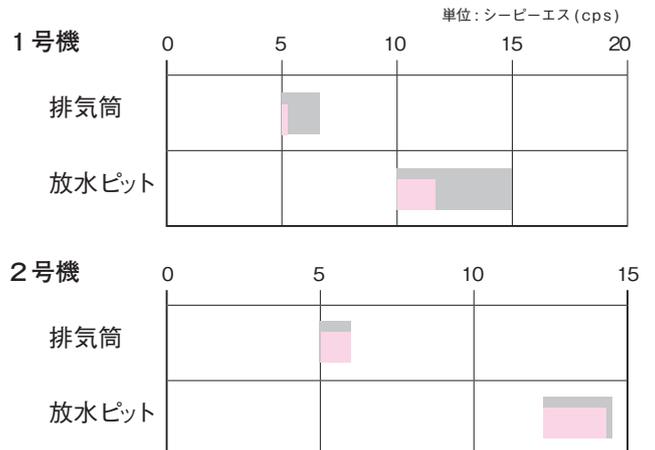
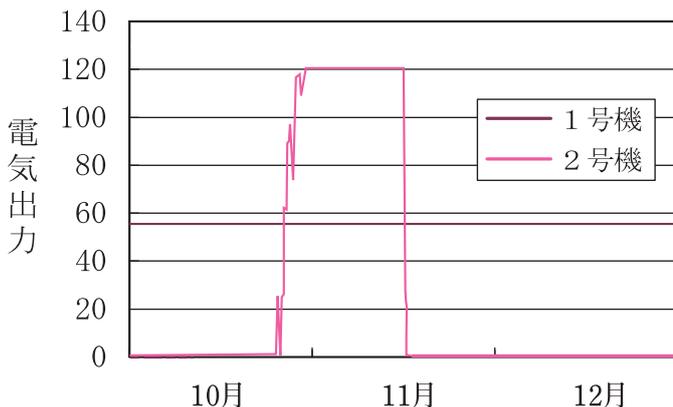


■ 環境試料中の放射能 (平成 21 年 4 月～ 6 月)

環境試料について測定された人工放射性核種はセシウム -137 及びストロンチウム -90 で、それぞれの放射性核種の濃度範囲は次のとおりです。なお、これらの人工放射性核種は、過去の核実験などによって広く自然界に存在しています。

測定試料	単位：ベクレル (海水はミリベクレル)						備考
	0.01	0.1	1	10	100	1000	
降下物 (雨水ちり)			検出されず。				1 m <sup>2</sup> 当たり (1 か月間)
大気中放射性物質 (大気浮遊じん)			検出されず。				空気 1 m <sup>3</sup> 当たり
陸水 (水道水・河川水)			検出されず。				1 リットル当たり
松葉			検出されず。				生試料 1kg 当たり
牛乳			検出されず。				1 リットル当たり
アスパラガス			検出されず。				生試料 1kg 当たり
野菜 (ダイコン、ハクサイ、キャベツ)			検出されず。				
魚介類 (サザエ、メバル、ヒラメ)			検出されず。				1 リットル当たり
藻類 (ホンダワラ、イワノリ)			検出されず。				生試料 1kg 当たり

■ 志賀原子力発電所の運転状況 (平成21年10月～12月)



# いざ！というとき避難できる準備。志賀町指定避難場所一覧

志賀町では施設の新設や廃止などによって、指定避難場所が変更になっています。町の指定避難施設は次のとおりです。小規模な災害や緊急避難が必要な場合は、このほかに集落の集会所を臨時に指定する場合があります。

施設名	災害区分			避難対象（想定）集落	施設名	災害区分			避難対象（想定）集落
	豪雨	津波	原子力			豪雨	津波	原子力	
高浜 保育園	○	○	○	高浜町	旧 福 浦 小 学 校	○	○	○	福浦港
志 賀 中 学 校					福浦港漁村センター	○		○	
高 浜 小 学 校					福浦コミュニティセンター	○	○		
志賀町民体育館 (高浜小学校)					熊 野 工 芸 工 房	○		○	草木、荒屋、谷神、町居、六実、日用 三明、中島、豊後名、中山、日下田
高 浜 高 等 学 校・ 志 賀 高 等 学 校					熊 野 多 目 的 集 会 施 設	○			三明、中島、豊後名、中山、日下田
志賀町文化ホール	○		○	高浜町、川尻、神代、末吉	地 頭 町 会 館	○			富来地頭町
志 賀 町 児 童 館	○				富 来 高 等 学 校	○	○	○	富来地頭町、富来高田
志賀町立図書館					富来行政センター	○	○	○	富来領家町、富来七海、富来生神、 富来午下
志賀町総合体育館	○	○	○	町、志賀の郷住宅、安部屋、安部屋営団、 ロイヤルシティ、健康村、矢蔵谷	道 の 駅 と ぎ 海 街 道	○			富来領家町
志賀町総合武道館					稗 造 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー	○	○		広地、東小室、貝田、大西、江添、 田中、和田、今田、八千代
志 加 浦 公 民 館	○	○	○	上野、大津、小浦、百浦	稗造研修センター	○			尊保、阿川、楚和、灯、入釜、 鵜野屋、地保、切留
志 加 浦 保 育 園					ま す ほ 保 育 園	○			里本江、給分、中浜
志 加 浦 小 学 校					富 来 小 学 校	○		○	中浜、相神、草江
赤 住 公 民 館	○	○	○	赤住	富 来 中 学 校	○		○	八幡、八幡座主、中泉、里本江、給分
はまなす園・ ティサービスセンター					富 来 勤 労 者 体 育 セ ン タ ー	○			里本江
堀 松 小 学 校	○	○	○	堀松、緑ヶ丘、梨谷小山、北吉田、 末吉、矢蔵谷、猪ノ谷、出雲	富 来 サ イ ク リ ン グ タ ー ミ ナ ル	○			里本江、給分
堀松放課後児童クラブ	○		○	堀松	酒見構造改善センター	○	○		酒見、稲敷、香能
志賀町林業拠点 センター	○	○	○	堀松、緑ヶ丘、梨谷小山、 北吉田、猪ノ谷、出雲	能登富士ふれあい 文 化 セ ン タ ー	○			大福寺、栢木
地域交流センター	○	○	○	西山台	西海高齢者活性化 セ ン タ ー	○	○		西海風無
上 熊 野 小 学 校	○		○	長田、釈迦堂、直海、松木、 小室、米町、大笹、牛ヶ首、 五里峠、直海住宅	旧 西 海 小 学 校	○	○	○	西海風戸、西海風無、西海千ノ浦、 西海久喜
上 熊 野 公 民 館					石 川 県 漁 業 協 同 組 合 西 海 支 所	○		○	西海風戸
若 葉 台 体 育 館	○			若葉台	赤崎構造改善センター	○	○		赤崎、小窪
シルバーハウス 生きがいセンター	○		○	火打谷、印内、代田、 牧山、仏木、谷屋、栗山	旧 西 浦 小 学 校	○	○	○	赤崎、小窪、鹿頭、笹波、前浜
土 田 公 民 館					西浦コミュニティセンター	○	○		鹿頭
土 田 小 学 校	○		○	徳田、代田、仏木、館開、 新林	笹 波 集 会 所	○	○		笹波、前浜
土 田 保 育 園					お問い合わせ先 志賀町生活安全課 住民安全担当 ☎ 32- 9 3 2 1 町内 IP8-32- 9 3 2 1				
加茂地区高齢者センター	○		○	矢駄、倉垣、安津見					
加 茂 小 学 校	○		○	館、福井、大坂、穴口、米浜					
下 甘 田 地 区 多 目 的 研 修 集 会 施 設									
下 甘 田 小 学 校	○		○	東谷内、上棚、二所宮					
下 甘 田 保 育 園									
や す ら ぎ 荘	○		○	館、福井、大坂、穴口、米浜					
中 甘 田 多 目 的 研 修 集 会 施 設	○		○	福野、長沢、大島、岩田、坪野、 宿女、甘田					

## 万一に備え、避難場所を家族で話し合っておきましょう。

避難するときは、落ち着いて正確な情報を入手することが大切です。あわてずに避難ルートの安全を確認しながら避難してください。

【避難するときは】

- 1 大雨や台風、地震などの状況をテレビやラジオ、防災行政無線などで注意して聞き、最新の情報入手につとめましょう。
- 2 避難する前にガスや電気、火種を確実に消して、避難場所を確認し、万一、家族が途中ではぐれたときの集合場所も決めておきましょう。
- 3 特別な事情がない限り、車での避難はやめましょう。交通渋滞を招いたり、道路などが浸水すると動けなくなります。放置した場合は、緊急車両の通行の妨げにもなります。
- 4 できるだけ誘いあって、ひとりで避難するのは避けましょう。子どもや高齢者、病气などの人は早めに避難しましょう。
- 5 警察官や消防士、地元の責任者などの指示に従いましょう。



# しかチャンネル 番組ガイド4月

(や): やすらぎテレビ (か): かがやきテレビ  
 (う): うるおいテレビ (い): いきおいテレビ  
 (ふ): ふれあいテレビ (み): みらいテレビ

曜日	月・水・金	火・木	土・日
時間	番組内容	番組内容	番組内容
6:00	(や)児童館だより・図書館だより他	(い)能登金剛をめぐる散策PART4	(か)志賀町の文化財-第14回-
7:00	(み)しかチャンニュース	(ふ)ぶらり志賀町の旅	(う)ごみのリサイクル
8:00	(か)志賀町の文化財-第14回-	(み)しかチャンニュース	(ふ)ぶらり志賀町の旅
9:00	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース	土日特番①「郷土の先人たちPART1」
10:00	(う)ごみのリサイクル	(や)児童館だより・図書館だより他	土日特番②「能登金剛をめぐる散策3」
11:00	(い)能登金剛をめぐる散策PART4	(か)志賀町の文化財-第14回-	土日特番③「志賀町の文化財-第13回-」
12:00	(ふ)ぶらり志賀町の旅	(う)ごみのリサイクル	(い)能登金剛をめぐる散策PART4
13:00	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース
14:00	(み)しかチャンニュース	(み)しかチャンニュース	(み)しかチャンニュース
14:45	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより
15:00	(や)児童館だより・図書館だより他	(い)能登金剛をめぐる散策PART4	(か)志賀町の文化財-第14回-
16:00	(う)ごみのリサイクル	(ふ)ぶらり志賀町の旅	(や)児童館だより・図書館だより他
17:00	(い)能登金剛をめぐる散策PART4	(や)児童館だより・図書館だより他	(み)しかチャンニュース
17:45	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより
18:00	(か)志賀町の文化財-第14回-	(う)ごみのリサイクル	(ふ)ぶらり志賀町の旅
19:00	(み)しかチャンニュース	(み)しかチャンニュース	(み)しかチャンニュース
19:30	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース
20:45	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより	北陸電力志賀原だより
21:00	(ふ)ぶらり志賀町の旅	(か)志賀町の文化財-第14回-	土日特番①「郷土の先人たちPART1」
22:00	(み)しかチャンニュース	(い)能登金剛をめぐる散策PART4	土日特番②「能登金剛をめぐる散策3」
23:00	(や)児童館だより・図書館だより他	(み)しかチャンニュース	土日特番③「志賀町の文化財-第13回-」
24:00	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース	北國新聞ニュース
25:00	終了	終了	終了

※都合により、放送内容を一部変更することがあります。  
 地上デジタル放送(091ch)のEPGでもご覧いただけます。

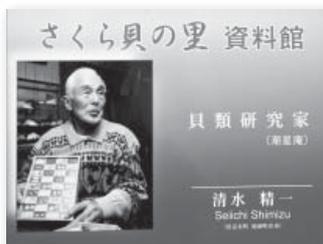
## ■ かがやきテレビ



「志賀町の文化財-第14回-」  
 第13回は『天然記念物その  
 1』です。  
 諸岡比古神社のスギ、若狭家  
 のスギ、ヒウチダニキクザクラ  
 他を紹介します。

## ■ いきおいテレビ

「能登金剛をめぐる散策 PART4」  
 今回は、作次郎ふる  
 さと記念館、さくら貝  
 の里資料館、岸壁の母  
 を取り上げてみました。



## ■ 手続きをお忘れなく！

転出、転居の際は、「ケーブルテレビ利用廃止届」  
 の提出をお願いします。  
 また、加入者が亡くなられた時や空家となる際  
 には、加入者変更の手続きをお願いします。  
 くわしくは、情報推進課までお問い合わせください。

**2011年7月24日までに  
 地上アナログ放送は終了します！**



それまでに、あなたのテレビを「地上デジタル放送」  
 (地デジ)に対応する必要があります。  
 皆様のご理解とご協力をお願いします。

・弁護士（元高等検察庁検事）  
愛知学院大学法科大学院特任教授  
國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保険推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。

# 法 相 談 律

## 隣が境界ギリギリに建物を建てた場合並びに工事の騒音問題について

Q：私はようやく、マイホームを建てるための土地を郊外に購入しました。ところが、土地を購入してから、なかなか家を建てられずに1年が経ってしまいました。最近、現地を見に行ったところ、私の所有する土地の境界線ギリギリの場所に、隣の土地を所有するTさんが家を建てているのです。私がいらない間に建物を建てられてしまったようですが、建物を取り壊してもらうなどの対応はとれないのでしょうか。

A：民法によると、建物は境界から50cm以上離さなければならぬことになっています。それは、採光や通風、延焼の防止を図る必要があるからです。50cmというのは、建物の外壁（出窓があれば出窓）から境界までの最短距離のことであって、屋根やひさしから測定するわけではありません。Tさんは、境界に関する民法の規定に違反していますので、建築着手直後であれば、工事差止の請求をする訴訟の前提として、工事差止の仮処分を裁判所に申請して工事をストップさせることができます。しかし、建築の着手から1年を経過し、または、建物の竣工後は損害賠償請求しかできません。質問の場合、Tさんの建物がすでに完成しているのであれば、たとえTさんが建物を建てているという事実を知らなかったとしても、Tさんに建物の取り壊しを請求することはできず、損害賠償請求しかできません。したがって、たえず現地に行き、土地の現状に気をつける必要があります。

Q：私の近所で行われている建築工事はとてもうるさくて、家にいると何もする気が起きないほどです。周囲の住宅でもあちらこちらから不満の声が聞こえてきます。何とかならないのでしょうか。

A：騒音規制法という法律は、建築工事の騒音に関する規制を定めています。また、地方自治体は、騒音規制法に基づいて一定の規制ができる条例などを制定しています。つまり、規制には、騒音規制法によるものと地方自治体の条例によるものがあります。

まず、騒音規制法が規制の対象としている作業は、「くい打ち機」などによる騒音の著しい特定建設作業と呼ばれるものです。この特定建設作業による騒音については、都道府県知事によって、規制対象となる地域が指定され、各区域について、作業時間帯や1日の合計作業時間、騒音の大きさ、同一場所における連続作業期間などの基準を定めています。特定建設作業を行うには、あらかじめ作業の種類別の届出を都道府県知事に提出しなければなりません。

特定建設作業以外の作業については、騒音規制法では定められていませんが、条例によって規制されていることもあります。また、建設を行う者と近隣者の合意によって、さらに建設に関する被害についての規制をすることがあります。この規制に関する合意が成立した場合、合意書や協定書と呼ばれる書面を作成します。これらによって、合意書に反する作業などが行われた場合、裁判所に工事の中止を命ずる仮処分命令を出してもらうことができます。

質問の場合、近所の人と共同で建設を行う者との協定を結ぶのがもっとも迅速かつ効率的な方法でしょう。